

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月27日
【四半期会計期間】	第198期第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)
【会社名】	株式会社第四銀行
【英訳名】	The Daishi Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 小原 雅之
【本店の所在の場所】	新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1
【電話番号】	(025)222局4111番(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員総合企画部長 佐々木 広介
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町1丁目6番5号だいし東京ビル 株式会社第四銀行 東京事務所
【電話番号】	(03)3270局4444番
【事務連絡者氏名】	執行役員東京支店長兼東京事務所長 高橋 尚樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社第四銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋室町1丁目6番5号だいし東京ビル)

(注) 東京支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供しております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成20年度 中間連結 会計期間	平成18年度	平成19年度
		(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	52,881	56,804	55,373	107,664	112,408
連結経常利益	百万円	7,205	8,082	6,449	14,510	15,549
連結中間純利益	百万円	4,810	4,640	4,883		
連結当期純利益	百万円				8,737	9,322
連結純資産額	百万円	243,969	244,476	221,805	249,663	231,843
連結総資産額	百万円	4,115,159	4,102,530	4,147,282	4,203,562	4,115,845
1株当たり純資産額	円	615.41	620.29	558.52	628.66	585.76
1株当たり中間純利益金額	円	12.86	12.49	13.20		
1株当たり当期純利益金額	円				23.35	25.15
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円					
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円					
自己資本比率	%	5.59	5.59	4.97	5.59	5.26
連結自己資本比率 (国内基準)	%	11.16	12.14	12.64	12.00	12.37
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	180,260	50,047	107,279	133,764	84,725
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	5,054	4,741	101,559	7,870	46,813
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,055	3,434	1,654	3,180	4,565
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	81,886	64,592	74,917	113,332	70,855

従業員数	人	2,721	2,693	2,707	2,651	2,638
[外、平均臨時従業員数]		[1,223]	[1,230]	[1,236]	[1,243]	[1,228]

(注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

なお、1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

- 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 4 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
なお、平成18年度中間連結会計期間は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 5 平成20年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第196期中	第197期中	第198期中	第196期	第197期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	百万円	40,911	44,498	44,478	82,401	88,255
経常利益	百万円	5,490	6,651	5,578	11,412	12,994
中間純利益	百万円	4,551	4,358	4,643		
当期純利益	百万円				8,296	8,867
資本金	百万円	32,776	32,776	32,776	32,776	32,776
発行済株式総数	千株	374,679	370,079	370,079	374,679	370,079
純資産額	百万円	229,080	227,791	204,384	233,822	214,859
総資産額	百万円	4,071,068	4,059,715	4,116,544	4,159,050	4,078,802
預金残高	百万円	3,607,165	3,629,971	3,682,489	3,692,759	3,745,061
貸出金残高	百万円	2,236,736	2,332,117	2,399,800	2,301,526	2,355,272
有価証券残高	百万円	1,489,226	1,476,212	1,464,979	1,501,336	1,389,218
1株当たり配当額	円	3.00	3.00	3.50	6.00	7.00
自己資本比率	%	5.62	5.61	4.96	5.62	5.26
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.67	11.52	11.96	11.43	11.75
従業員数 [外、平均臨時従業員 数]	人	2,189 [748]	2,186 [787]	2,209 [817]	2,125 [744]	2,148 [800]

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 3 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
なお、平成18年9月は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 4 平成20年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	2,707 [1,236]
---------	------------------

(注) 1 従業員数は、連結子会社以外への出向者を除く就業人員であり、嘱託及び臨時従業員1,416人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	2,209 [817]
---------	----------------

(注) 1 従業員数は、出向者を除く就業人員であり、嘱託及び臨時従業員964人を含んでおりません。
なお、取締役を兼任しない執行役員5名を含んでおります。

2 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間では、アメリカのサブプライムローン問題を背景にした欧米の金融機関の信用不安や世界経済の減速懸念が強まり、国内経済情勢におきましても、それらの影響を受け景況感の悪化が見られました。

また、当行の主要な営業基盤である新潟県の経済におきましても、原材料価格の上昇などによる企業収益の悪化が設備投資や雇用に悪影響を与えたことなどから、景気の減速感が鮮明になりました。

金融面におきましては、短期金融市場の代表的な指標である無担保コール翌日物金利が期中0.5%前後で推移しました。また、株式市況におきましては、6月に日経平均株価が1万4千円台まで回復しましたが、その後、金融市場の動揺や景気後退懸念から、当第2四半期末には1万1千円台に下落いたしました。

こうした経営環境の中、当行では中期経営計画「Daishi Advanced Plan（だいしアドバンスプラン）」（平成18年度～平成20年度）のもと、お客さまの満足向上に努めると共に、業績の進展と経営体質の改善・強化に取り組んでまいりました。

法人のお客さまへは、貸出業務に加え、シンジケートローンの主幹事業務や債権流動化、外為デリバティブ取引などの提供に努めてまいりました。

個人のお客さまへは、4月から全ローンセンターで土曜・日曜にも相談いただける体制とし、住宅ローンを中心とする消費性貸出に注力いたしました。更に、資産運用商品のラインアップ充実に努めると共に、質の高い相談機能の提供に取り組んでまいりました。

また、当行のグループ会社である新潟証券株式会社と提携し、金融商品仲介業務によるサービスの提供にも努めてまいりました。

地域経済活性化に向けましては、ベンチャー企業支援やビジネスマッチング支援のほか、農業支援や観光支援などに幅広く取り組んでまいりました。また、「新潟県中越沖地震 復興応援定期預金」を7月末まで取り扱い、その残高の0.01%相当額を復興支援金として新潟県に寄付いたしました。

このような環境のもと、当第2四半期連結会計期間末の主要勘定につきましては、以下のとおりとなりました。

預金につきましては、第2四半期連結会計期間中639億円減少し3兆6,769億円となりました。
貸出金につきましては、第2四半期連結会計期間中885億円増加し2兆3,795億円となりました。
有価証券につきましては、第2四半期連結会計期間中16億円増加し1兆4,671億円となりました。

当第2四半期連結会計期間中の損益状況につきましては、経常収益は272億57百万円、経常費用は253億18百万円となりました。その結果、経常利益は19億39百万円、四半期純利益は17億62百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

銀行業

第四銀行では、預金は第2四半期中626億円減少し、当第2四半期末残高は3兆6,824億円となりました。貸出金は第2四半期中877億円増加し、当第2四半期末残高は2兆3,998億円となりました。有価証券は第2四半期中20億円増加し、当第2四半期末残高は1兆4,649億円となりました。

当第2四半期中の損益状況につきましては、経常収益は225億32百万円、経常費用は209億2百万円となりました。その結果、経常利益は16億30百万円となりました。

リース業

当第2四半期中のリース業の収益につきましては、経常収益は39億15百万円、経常費用は39億6百万円となりました。その結果、経常利益は9百万円となりました。

証券業

当第2四半期中の証券業の収益につきましては、経常収益は4億86百万円、経常費用は5億86百万円となりました。その結果、経常損失は1億円となりました。

その他

当第2四半期中の銀行業、リース業、証券業以外のその他の事業の収益につきましては、経常収益は14億45百万円、経常費用は12億95百万円となりました。その結果、経常利益は1億49百万円となりました。

海外店を有しないことから、国内・海外別に代えて、国内・国際業務部門別について記載しております。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結会計期間における国内・国際業務部門別収支は以下のとおりであります。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	12,889	323	0	13,212
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	15,864	1,228	141	116 16,835
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	2,975	904	141	116 3,622
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	3,747	22	563	3,205
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	4,844	41	833	4,052
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	1,097	19	269	847
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	44	106		61
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	782	669		1,451
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	827	562		1,389

- (注) 1 「国内業務部門」は、当行の円建取引及び連結子会社であります。「国際業務部門」は、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
- 2 「相殺消去額」は、連結修正仕訳の金額を利用しております。
- 3 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結会計期間における国内・国際業務部門別役務取引の状況は以下のとおりであります。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	4,844	41	833	4,052
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	1,091			1,091
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	1,378	37	25	1,390
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	804		9	794
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	77			77
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	0			0
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	357	4	234	126
うち請負業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	562		451	110
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	1,097	19	269	847
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	236	19	25	231

(注) 1 「国内業務部門」は、当行の円建取引及び連結子会社であります。「国際業務部門」は、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めておりません。

2 「相殺消去額」は、連結修正仕訳の金額を使用しております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成19年9月30日	3,585,876	44,094	2,727	3,627,244
	平成20年9月30日	3,645,594	36,895	5,499	3,676,990
うち流動性預金	平成19年9月30日	1,937,299		2,589	1,934,709
	平成20年9月30日	1,904,537		5,361	1,899,176
うち定期性預金	平成19年9月30日	1,612,480		137	1,612,342
	平成20年9月30日	1,679,022		138	1,678,884
うちその他	平成19年9月30日	36,097	44,094		80,192
	平成20年9月30日	62,034	36,895		98,929
譲渡性預金	平成19年9月30日	63,487		1,940	61,547
	平成20年9月30日	46,774		2,440	44,334
総合計	平成19年9月30日	3,649,364	44,094	4,667	3,688,792
	平成20年9月30日	3,692,369	36,895	7,939	3,721,325

(注) 1 「国内業務部門」は、当行の円建取引及び連結子会社であります。「国際業務部門」は、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めておりません。

2 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

4 「相殺消去額」は、連結修正仕訳の金額を使用しております。

国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年9月30日		平成20年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	2,315,569	100.00	2,379,515	100.00
製造業	331,877	14.33	357,165	15.01
農業	4,614	0.19	5,510	0.23
林業	258	0.02	80	0.00
漁業	1,159	0.05	1,178	0.05
鉱業	782	0.03	3,842	0.16
建設業	139,903	6.05	144,306	6.07
電気・ガス・熱供給・水道業	47,709	2.06	56,745	2.39
情報通信業	15,662	0.68	13,652	0.58
運輸業	74,814	3.23	85,012	3.57
卸売・小売業	340,989	14.73	347,861	14.62
金融・保険業	138,211	5.97	126,817	5.33
不動産業	142,482	6.15	151,524	6.37
各種サービス業	279,378	12.07	299,939	12.60
地方公共団体	301,532	13.02	275,131	11.56
その他	496,192	21.42	510,746	21.46
海外及び特別国際金融取引勘定分				
合計	2,315,569		2,379,515	

(注) 1 「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

2 「海外」とは、海外店及び海外連結子会社であります。当行は平成19年9月30日及び平成20年9月30日現在、海外店及び海外連結子会社を保有しておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの状況につきましては、以下のとおりとなりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、コールローンの減少や債券貸借取引受入担保金の増加を主因として、325億円の流入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは有価証券の取得による支出を主因に、279億円の流出となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは自己株式の取得による支出を主因に、1億円の流出となりました。

この結果、現金及び現金同等物は期中45億円増加して、当第2四半期連結会計期間末残高は749億となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題、研究開発活動

当第2四半期連結会計期間において、当行グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。また、研究開発活動に関しては該当事項はありません。

[次へ](#)

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	32,272	31,003	1,268
経費(除く臨時処理分)	21,842	22,117	275
人件費	11,416	11,524	107
物件費	9,127	9,313	185
税金	1,298	1,280	17
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	10,429	8,886	1,543
一般貸倒引当金繰入額	593	488	104
業務純益	9,836	8,397	1,439
うち債券関係損益	1,073	1,620	546
臨時損益	3,185	2,818	366
株式関係損益	825	792	32
不良債権処理損失	3,942	3,524	417
貸出金償却	2,294	2,105	188
個別貸倒引当金繰入額	1,614	1,255	358
バルクセール売却損	34	6	27
その他		156	156
その他臨時損益	68	86	18
経常利益	6,651	5,578	1,072
特別損益	271	1,410	1,138
うち償却債権取立益	1,005	695	309
うち投資損失引当金戻入益	5	1,306	1,301
うち役員退職慰労引当金過年度分繰入額	356		356
うち睡眠預金払戻損失引当金過年度分繰入額	198		198
税引前中間純利益	6,923	6,988	65
法人税、住民税及び事業税	2,357	2,253	103
法人税等調整額	207	92	115
中間純利益	4,358	4,643	284

- (注) 1 業務粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他業務収支
2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
3 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
4 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
5 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.62	1.65	0.03
(イ)貸出金利回	1.97	1.98	0.01
(ロ)有価証券利回	1.22	1.23	0.01
(2) 資金調達原価	1.37	1.43	0.06
(イ)預金等利回	0.21	0.27	0.06
(ロ)外部負債利回	0.94	1.08	0.14
(3) 総資金利鞘	-	0.25	0.03

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
2 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	9.01	8.45	0.56
業務純益ベース	8.50	7.99	0.51
中間純利益ベース	3.76	4.41	0.65

(注) 「純資産の部」の期中平均残高の算出方法は、期首と期末の単純平均により算出しております。

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	3,629,971	3,682,489	52,518
預金(平残)	3,592,022	3,703,722	111,699
貸出金(未残)	2,332,117	2,399,800	67,682
貸出金(平残)	2,229,102	2,316,480	87,378

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	2,546,737	2,658,485	111,748
法人	895,618	896,079	461
合計	3,442,355	3,554,565	112,209

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	480,088	498,060	17,972
住宅ローン残高	419,346	441,710	22,364
その他ローン残高	60,741	56,349	4,392

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	1,416,365	1,394,176	22,188
総貸出金残高	百万円	2,332,117	2,399,800	67,682
中小企業等貸出金比率	/ %	60.73	58.09	2.64
中小企業等貸出先件数	件	136,796	134,759	2,037
総貸出先件数	件	137,263	135,222	2,041
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.66	99.65	0.01

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	1	1	1	9
信用状	290	1,281	215	1,330
保証	1,120	13,446	1,067	11,996
計	1,411	14,729	1,283	13,336

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用し、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier1)	資本金	32,776	32,776
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	18,652	18,652
	利益剰余金	131,214	138,461
	自己株式()	91	253
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	1,109	1,293
	その他有価証券の評価差損()		
	為替換算調整勘定		
	新株予約権		
	連結子法人等の少数株主持分	14,479	15,202
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		225
	計 (A)	195,920	203,321
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)			
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	6,921	6,705
	一般貸倒引当金	10,766	11,803
	負債性資本調達手段等	21,000	21,000
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	21,000	21,000
	計	38,688	39,509
うち自己資本への算入額 (B)	38,688	39,509	
控除項目	控除項目(注4) (C)	4,581	4,071
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	230,027	238,759

リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,724,396	1,719,722
	オフ・バランス取引等項目	38,904	39,083
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,763,300	1,758,805
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	129,975	129,825
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	10,398	10,386
	計(E) + (F) (H)	1,893,275	1,888,631
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		12.14	12.64
(参考)Tier 1比率 = A / H × 100(%)		10.34	10.76

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

[前へ](#) [次へ](#)

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier1)	資本金	32,776	32,776
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	18,635	18,635
	その他資本剰余金		
	利益準備金	25,510	25,510
	その他利益剰余金	104,101	110,934
	その他		
	自己株式()	91	253
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	1,109	1,293
	その他有価証券の評価差損()		
	新株予約権		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		
計 (A)	179,823	186,311	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)			
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	6,921	6,705
	一般貸倒引当金	10,393	11,603
	負債性資本調達手段等	21,000	21,000
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	21,000	21,000
	計	38,314	39,309
うち自己資本への算入額 (B)	38,314	39,309	
控除項目	控除項目(注4) (C)	4,103	3,419
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	214,034	222,201
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,695,252	1,695,569
	オフ・バランス取引等項目	38,904	39,083
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,734,156	1,734,652
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	123,214	121,885
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	9,857	9,750
計(E) + (F) (H)	1,857,371	1,856,537	
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		11.52	11.96
(参考)Tier1比率 = A / H × 100(%)		9.68	10.03

(注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	173	107
危険債権	553	725
要管理債権	97	99
正常債権	23,136	23,653

[前へ](#)

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設、増改築等の計画は次のとおりであります。

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	事業の別	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手 年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当行	長岡営業部	新潟県 長岡市	新設	銀行業	店舗	1,535	239	自己資金	20年7月	21年11月
当行	長岡西支店	新潟県 長岡市	新築	銀行業	店舗	430		自己資金	20年12月	21年7月

(注) 長岡営業部は長岡支店と表町支店を統合し新設いたします。尚、当行の連結子会社であります新潟証券株式会社が共同出店する予定です。

上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	576,999,367
計	576,999,367

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	370,079,472	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	
計	370,079,472	同左		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年9月30日		370,079		32,776		18,635

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本生命保険相互会社	大阪府中央区今橋3丁目5番12号	12,826	3.46
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目7番3号	9,464	2.55
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	9,356	2.52
第四銀行職員持株会	新潟府中央区東堀前通七番町1071番地1	8,650	2.33
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	8,502	2.29
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	8,384	2.26
東北電力株式会社	仙台市青葉区本町1丁目7番1号	8,372	2.26
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	8,159	2.20
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	7,999	2.16
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	7,990	2.15
計		89,705	24.23

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 8,502千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G) 7,990千株

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 558,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 365,826,000	365,825	
単元未満株式	普通株式 3,695,472		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	370,079,472		
総株主の議決権		365,825	

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1千株含まれております。

なお、当該株式に係る議決権1個は、議決権の数には含まれておりません。

2 上記の「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式276株の他、新潟証券株式会社の相互保有株式502株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社第四銀行	新潟市中央区東堀前通七 番町1071番地1	558,000		558,000	0.15
計		558,000		558,000	0.15

(注) 株主名簿上は新潟証券株式会社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が67,000株(議決権67個)あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれておりません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	447	467	483	479	459	459
最低(円)	383	426	445	419	413	392

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号、以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）及び当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表について、あずさ監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	66,236	76,368	72,242
コールローン及び買入手形	4,443	4,349	75,946
買入金銭債権	102,351	75,047	93,645
商品有価証券	8 6,473	8 5,026	8 4,736
有価証券	1, 8, 14 1,479,293	1, 8, 14 1,467,185	1, 8, 14 1,391,965
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 2,315,569	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 2,379,515	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 2,335,286
外国為替	6 4,185	6 4,047	6 3,431
その他資産	8 45,870	8 77,339	8 52,521
有形固定資産	10, 11, 12 85,376	10, 11, 12 52,134	10, 11, 12 84,364
無形固定資産	4,965	1,660	4,856
繰延税金資産	1,438	17,527	8,904
支払承諾見返	14 14,729	13,336	14,400
貸倒引当金	28,358	26,229	24,414
投資損失引当金	44	27	2,040
資産の部合計	4,102,530	4,147,282	4,115,845
負債の部			
預金	3,627,244	3,676,990	3,740,809
譲渡性預金	61,547	44,334	7,557
コールマネー及び売渡手形	10,000	-	2,847
債券貸借取引受入担保金	8 44,534	8 100,795	8 23,438
借入金	8, 13 33,508	13 29,567	8, 13 30,175
外国為替	286	422	336
その他負債	41,200	37,313	41,504
役員賞与引当金	-	-	73
退職給付引当金	12,638	12,831	12,610
役員退職慰労引当金	468	502	530
睡眠預金払戻損失引当金	198	279	335
その他の偶発損失引当金	6	386	285
特別法上の引当金	57	24	57
繰延税金負債	2,699	53	152
再評価に係る繰延税金負債	10 8,628	10 8,422	10 8,623
負ののれん	304	217	260
支払承諾	14 14,729	13,336	14,400
負債の部合計	3,858,053	3,925,477	3,884,001

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部			
資本金	32,776	32,776	32,776
資本剰余金	18,652	18,652	18,652
利益剰余金	131,214	138,461	134,760
自己株式	91	253	110
株主資本合計	182,551	189,637	186,078
その他有価証券評価差額金	40,194	10,226	23,832
繰延ヘッジ損益	46	43	37
土地再評価差額金	10 6,752	10 6,479	10 6,776
評価・換算差額等合計	46,899	16,749	30,572
少数株主持分	15,024	15,418	15,192
純資産の部合計	244,476	221,805	231,843
負債及び純資産の部合計	4,102,530	4,147,282	4,115,845

(2)【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
経常収益	56,804	55,373	112,408
資金運用収益	34,667	34,831	67,965
(うち貸出金利息)	22,428	23,212	45,795
(うち有価証券利息配当金)	10,606	10,167	19,493
役務取引等収益	9,320	8,179	17,579
その他業務収益	1,608	2,033	4,712
その他経常収益	11,208	10,328	22,151
経常費用	48,721	48,923	96,859
資金調達費用	7,274	7,364	14,098
(うち預金利息)	4,267	5,397	9,117
役務取引等費用	1,624	1,699	3,319
その他業務費用	1,623	2,433	4,165
営業経費	24,115	24,810	47,886
その他経常費用	14,084	12,615	27,389
経常利益	8,082	6,449	15,549
特別利益	1,027	2,263	2,766
固定資産処分益		-	15
貸倒引当金戻入益		-	597
償却債権取立益	1,008	699	2,137
投資損失引当金戻入益		1,305	-
その他の特別利益		258	16
特別損失	762	595	912
固定資産処分損	118	592	214
減損損失	71	2	125
役員退職慰労引当金過年度分繰入額	374	-	374
睡眠預金払戻損失引当金過年度分繰入額	198	-	198
税金等調整前中間純利益	8,348	8,117	17,403
法人税、住民税及び事業税	2,823	2,665	5,993
法人税等調整額	259	133	1,143
法人税等合計		2,798	
少数株主利益	624	435	943
中間純利益	4,640	4,883	9,322

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	32,776	32,776	32,776
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	32,776	32,776	32,776
資本剰余金			
前期末残高	18,668	18,652	18,668
当中間期変動額			
自己株式の処分	0	0	0
自己株式の消却	16	-	16
当中間期変動額合計	16	0	16
当中間期末残高	18,652	18,652	18,652
利益剰余金			
前期末残高	130,061	134,760	130,061
当中間期変動額			
剰余金の配当	1,122	1,479	2,232
中間純利益	4,640	4,883	9,322
自己株式の処分	-	1	1
自己株式の消却	2,414	-	2,414
土地再評価差額金の取崩	49	297	24
当中間期変動額合計	1,152	3,700	4,698
当中間期末残高	131,214	138,461	134,760
自己株式			
前期末残高	241	110	241
当中間期変動額			
自己株式の取得	2,285	152	2,315
自己株式の処分	4	9	14
自己株式の消却	2,431	-	2,431
当中間期変動額合計	149	142	130
当中間期末残高	91	253	110
株主資本合計			
前期末残高	181,265	186,078	181,265
当中間期変動額			
剰余金の配当	1,122	1,479	2,232
中間純利益	4,640	4,883	9,322
自己株式の取得	2,285	152	2,315
自己株式の処分	4	8	12
自己株式の消却	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	49	297	24

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
当中間期変動額合計	1,285	3,558	4,813
当中間期末残高	182,551	189,637	186,078
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	47,273	23,832	47,273
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	7,078	13,605	23,441
当中間期変動額合計	7,078	13,605	23,441
当中間期末残高	40,194	10,226	23,832
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	137	37	137
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	90	81	99
当中間期変動額合計	90	81	99
当中間期末残高	46	43	37
土地再評価差額金			
前期末残高	6,801	6,776	6,801
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	49	297	24
当中間期変動額合計	49	297	24
当中間期末残高	6,752	6,479	6,776
評価・換算差額等合計			
前期末残高	53,937	30,572	53,937
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	7,038	13,822	23,365
当中間期変動額合計	7,038	13,822	23,365
当中間期末残高	46,899	16,749	30,572
少数株主持分			
前期末残高	14,459	15,192	14,459
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	565	226	732
当中間期変動額合計	565	226	732
当中間期末残高	15,024	15,418	15,192

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
純資産合計			
前期末残高	249,663	231,843	249,663
当中間期変動額			
剰余金の配当	1,122	1,479	2,232
中間純利益	4,640	4,883	9,322
自己株式の取得	2,285	152	2,315
自己株式の処分	4	8	12
自己株式の消却	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	49	297	24
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	6,472	13,595	22,633
当中間期変動額合計	5,186	10,037	17,820
当中間期末残高	244,476	221,805	231,843

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	8,348	8,117	17,403
減価償却費	7,339	1,654	15,142
減損損失	71	2	125
負のれん償却額	43	43	86
貸倒引当金の増減()	1,561	1,814	2,382
投資損失引当金の増減額(は減少)	42	2,013	1,952
その他の偶発損失引当金の増減額(は減少)	3	100	281
役員賞与引当金の増減額(は減少)	51	73	22
退職給付引当金の増減額(は減少)	122	221	95
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	468	28	530
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(は減少)	198	56	335
資金運用収益	34,667	34,831	67,965
資金調達費用	7,274	7,364	14,098
有価証券関係損益()	246	853	596
為替差損益(は益)	0	4	0
固定資産処分損益(は益)	102	592	198
商品有価証券の純増()減	1,004	290	732
貸出金の純増()減	29,826	44,229	49,542
預金の純増減()	62,738	63,818	50,825
譲渡性預金の純増減()	6,201	36,777	47,789
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	51,563	608	54,896
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	233	64	490
コールローン等の純増()減	61,523	90,016	1,179
コールマネー等の純増減()	9,213	2,847	2,060
債券貸借取引受入担保金の純増減()	3,898	77,356	17,196
外国為替(資産)の純増()減	699	616	1,453
外国為替(負債)の純増減()	47	85	3
資金運用による収入	35,459	36,516	70,564
資金調達による支出	6,488	6,617	13,072
その他	4,784	5,392	3,223
小計	48,292	110,733	80,422
法人税等の支払額	1,755	3,453	4,303
営業活動によるキャッシュ・フロー	50,047	107,279	84,725

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	182,727	272,491	389,857
有価証券の売却による収入	112,847	70,529	294,485
有価証券の償還による収入	82,321	102,238	156,715
有形固定資産の取得による支出	8,554	1,844	13,682
無形固定資産の取得による支出	-	96	2,107
有形固定資産の売却による収入	854	103	1,217
無形固定資産の売却による収入	-	0	41
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,741	101,559	46,813
財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額	1,122	1,479	2,232
少数株主への配当金の支払額	30	30	30
自己株式の取得による支出	2,285	152	2,315
自己株式の売却による収入	4	8	12
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,434	1,654	4,565
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	4	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	48,740	4,061	42,477
現金及び現金同等物の期首残高	113,332	70,855	113,332
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 64,592	1 74,917	1 70,855

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1)連結子会社 11社 主要な会社名 第四リース株式会社、新潟証券株式会社、第四信用保証株式会社、第四ジェーシーピーカード株式会社</p> <p>(2)非連結子会社 投資事業有限責任組合「だいし企業育成ファンド1号」 1社 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても、企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1)連結子会社 11社 主要な会社名 第四リース株式会社、新潟証券株式会社、第四信用保証株式会社、第四ジェーシーピーカード株式会社</p> <p>(2)非連結子会社 投資事業有限責任組合「だいし企業育成ファンド1号」 1社 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても、企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1)連結子会社 11社 連結子会社名は、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>(2)非連結子会社 投資事業有限責任組合「だいし企業育成ファンド1号」 1社 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても、企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1)持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2)持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(3)持分法非適用の非連結子会社 投資事業有限責任組合「だいし企業育成ファンド1号」 1社 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても、中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4)持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1)持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2)持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(3)持分法非適用の非連結子会社 投資事業有限責任組合「だいし企業育成ファンド1号」 1社 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても、中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4)持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1)持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2)持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(3)持分法非適用の非連結子会社 投資事業有限責任組合「だいし企業育成ファンド1号」 1社 持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても、連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4)持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 11社</p>	<p>連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 11社</p>	<p>連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 11社</p>
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 有形固定資産は、主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 10年～50年 動産 2年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ3百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 10年～50年 その他 2年～20年</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 有形固定資産は、主として定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 10年～50年 動産 2年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ28百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ82百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p> <p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	<p>(追加情報)</p> <p>当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ119百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p> <p>無形固定資産 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は22,747百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は25,866百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,352百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>
			<p>(7) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準 同左</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理</p>
	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は61百万円、特別損失は374百万円それぞれ増加し、経常利益は61百万円、税金等調整前中間純利益は436百万円それぞれ減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p>	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は120百万円、特別損失は374百万円それぞれ増加し、経常利益は120百万円、税金等調整前当期純利益は494百万円それぞれ減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>(10)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。 (会計方針の変更) 利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べ、特別損失が198百万円増加し、税金等調整前中間純利益は198百万円減少しております。</p>	<p>(10)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。</p>	<p>(10)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。 (会計方針の変更) 利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べ、その他の経常費用は137百万円、特別損失は198百万円それぞれ増加し、経常利益は137百万円、税金等調整前当期純利益は335百万円それぞれ減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p>
	<p>(11) その他の偶発損失引当金の計上基準 その他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(11) その他の偶発損失引当金の計上基準 その他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象等に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(11) その他の偶発損失引当金の計上基準 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(12) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、証券業を営む国内連結子会社における証券取引責任準備金57百万円であり、証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法附則第40条に従い、旧証券取引法第51条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(12) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、証券業を営む国内連結子会社における金融商品取引責任準備金であり、証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 (追加情報) 特別法上の引当金は、従来、証券業を営む国内連結子会社において旧証券取引法第51条の規定に定めるところにより算出した額を証券取引責任準備金として計上してはいましたが、金融商品取引法の施行に伴い、平成20年4月1日以後開始する連結会計年度より、金融商品取引法第46条の5の規定に定めるところにより算出した額を金融商品取引責任準備金として計上しております。 この変更により、従来の方によった場合に比べ、税金等調整前中間純利益は5百万円増加しております。</p>	<p>(12) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、証券業を営む国内連結子会社における証券取引責任準備金57百万円であり、証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法附則第40条に従い、旧証券取引法第51条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
	<p>(13) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社は外貨建資産・負債を有しておりません。</p>	<p>(13) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>	<p>(13) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社は外貨建資産・負債を有しておりません。</p>
	<p>(14) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(14) リース取引の処理方法(借手側) 当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(14) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
		<p>(貸手側) リース業を営む国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に準じた会計処理によっておりますが、リース取引開始日が平成20年 4月 1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年 3月30日)第81項に基づき、前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首帳簿価額として計上しており、利息相当額については、その総額を残存リース期間中の各期に定額で配分しております。</p> <p>なお、同適用指針第80項を適用した場合に比べ、税金等調整前中間純利益は1,504百万円減少しております。</p>	
		<p>(15)リース取引の収益・費用の計上基準 ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。</p>	

<p>(16)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p>	<p>(16)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 同左</p>	<p>(16)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 同左</p>
---	--	--

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>連結子会社はデリバティブ取引を行っておりません。</p>	(口)為替変動リスク・ヘッジ 同左	(口)為替変動リスク・ヘッジ 同左
	(17)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。	(17)消費税等の会計処理 同左	(17)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。
	(18)税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当行の決算期において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金勘定の取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。	(18)税効果会計に関する事項 同左	
5 (中間)連結 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しておりますが、これによる経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。 なお、「リース取引に関する会計基準」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」の適用に伴い、リース債権の流動化に関しては、金融取引から売買処理へ変更しております。これにより、従来の方によった場合に比べ、経常収益は980百万円、経常費用は932百万円、経常利益は47百万円それぞれ減少、特別利益は225百万円増加し、税金等調整前中間純利益は177百万円増加しております。 以上の結果、従来の方によった場合に比べ、「その他資産」中のリース投資資産が31,170百万円増加し、「有形固定資産」及び「無形固定資産」が34,283百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1 有価証券には、非連結子会社の出資金472百万円を含んでおります。	1 有価証券には、非連結子会社の出資金466百万円を含んでおります。	1 有価証券には、非連結子会社の出資金467百万円を含んでおります。
2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,315百万円、延滞債権額は68,778百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,908百万円、延滞債権額は79,765百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,937百万円、延滞債権額は69,966百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は498百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は313百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は558百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,295百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。	4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,608百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。	4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,887百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は81,887百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は93,595百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は85,349百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は42,936百万円であります。</p>	<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、34,455百万円であります。</p>	<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、39,182百万円であります。</p>
<p>7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、8,600百万円であります。</p>	<p>7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、17,003百万円であります。</p>	<p>7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、22,585百万円であります。</p>
<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 44,303百万円 担保資産に対応する債務 債券貸借取引受入担保金 44,534百万円 上記のほか、為替決済、短期金融取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、商品有価証券435百万円のほか、有価証券342,687百万円を差し入れております。また、借入金4,490百万円に対して、未経過リース期間に係るリース契約債権4,500百万円を差し入れております。 なお、その他資産のうち保証金は428百万円であります。</p>	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 100,672百万円 担保資産に対応する債務 債券貸借取引受入担保金 100,795百万円 上記のほか、為替決済、短期金融取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、商品有価証券286百万円のほか、有価証券365,217百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は426百万円であります。</p>	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 22,582百万円 担保資産に対応する債務 債券貸借取引受入担保金 23,438百万円 上記のほか、為替決済、短期金融取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、商品有価証券436百万円のほか、有価証券361,234百万円並びに貸出金30,000百万円を差し入れております。また、借入金4,000百万円に対して、未経過リース期間に係るリース契約債権4,005百万円を差し入れております。 なお、その他資産のうち保証金は426百万円であります。</p>
<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、938,094百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが918,770百万円あります。</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、988,526百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが974,738百万円あります。</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,006,720百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが989,072百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて(奥行価格補正等)合理的な調整を行って算出。</p>	<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて(奥行価格補正等)合理的な調整を行って算出。</p>	<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて(奥行価格補正等)合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 16,747百万円</p>
<p>11 有形固定資産の減価償却累計額 107,687百万円</p>	<p>11 有形固定資産の減価償却累計額 80,155百万円</p>	<p>11 有形固定資産の減価償却累計額 109,631百万円</p>
<p>12 有形固定資産の圧縮記帳額 6,436百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 百万円)</p>	<p>12 有形固定資産の圧縮記帳額 6,680百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 395百万円)</p>	<p>12 有形固定資産の圧縮記帳額 6,284百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 百万円)</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金21,000百万円が含まれております。</p>	<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金21,000百万円が含まれております。</p>	<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金21,000百万円が含まれております。</p>
<p>14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は43,877百万円であります。 (会計方針の変更) なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。 前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ42,474百万円減少します。</p>	<p>14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は41,140百万円であります。</p>	<p>14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は41,687百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
1 その他経常費用には、貸出金償却2,299百万円、貸倒引当金繰入額2,368百万円を含んでおります。	1 その他経常費用には、貸出金償却2,109百万円、貸倒引当金繰入額2,147百万円を含んでおります。	1 その他の経常費用には、貸出金償却6,067百万円、投資損失引当金繰入額1,990百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	374,679		4,600	370,079	(注)1
合計	374,679		4,600	370,079	
自己株式					
普通株式	544	4,237	4,608	173	(注)2
合計	544	4,237	4,608	173	

(注)1.普通株式の発行済株式の株式数の減少は自己株式の消却によるものであります。

2.普通株式の自己株式の株式数の増加の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 91千株

自己株式の取得による増加 4,146千株

普通株式の自己株式の株式数の減少の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の売却による減少 8千株

自己株式の消却による減少 4,600千株

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,122	3	平成19年3月31日	平成19年6月27日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月15日 取締役会	普通株式	1,109	その他 利益剰余金	3	平成19年9月30日	平成19年12月10日

当中間連結会計期間（自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	370,079			370,079	
合計	370,079			370,079	
自己株式					
普通株式	220	358	20	558	注
合計	220	358	20	558	

注．普通株式の自己株式の増加の主な内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 358千株

普通株式の自己株式の減少の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 20千株

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,479	4	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の
末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年11月14日 取締役会	普通株式	1,293	利益剰余金	3.5	平成20年9月30日	平成20年12月10日

前連結会計年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	374,679		4,600	370,079	注1
合計	374,679		4,600	370,079	
自己株式					
普通株式	544	4,304	4,628	220	注2
合計	544	4,304	4,628	220	

注1. 普通株式の発行済株式の減少は自己株式の消却によるものであります。

注2. 普通株式の自己株式の増加の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 157千株

自己株式の取得による増加 4,146千株

普通株式の自己株式の減少の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の処分による減少 28千株

自己株式の消却による減少 4,600千株

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,122	3	平成19年3月31日	平成19年6月27日
平成19年11月15日 取締役会	普通株式	1,109	3	平成19年9月30日	平成19年12月10日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,479	4	平成20年3月31日	平成20年6月26日

なお、配当の原資は、利益剰余金であります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成19年 9月30日現在	平成20年 9月30日現在	平成20年 3月31日現在
現金預け金勘定 66,236	現金預け金勘定 76,368	現金預け金勘定 72,242
預け金(日銀預け金を除く) 1,644	預け金(日銀預け金を除く) 1,451	預け金(日銀預け金を除く) 1,387
現金及び現金同等物 64,592	現金及び現金同等物 74,917	現金及び現金同等物 70,855

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) 借手側</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額</p> <p>動産 47百万円</p> <p>その他 14百万円</p> <p>合計 61百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>動産 20百万円</p> <p>その他 8百万円</p> <p>合計 29百万円</p> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>動産 26百万円</p> <p>その他 5百万円</p> <p>合計 32百万円</p> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>1年内 12百万円</p> <p>1年超 19百万円</p> <p>合計 32百万円</p>	<p>1 ファイナンス・リース取引 (1) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 借手側</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額</p> <p>有形固定資産 58百万円</p> <p>無形固定資産 14百万円</p> <p>合計 72百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>有形固定資産 31百万円</p> <p>無形固定資産 12百万円</p> <p>合計 43百万円</p> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>有形固定資産 27百万円</p> <p>無形固定資産 1百万円</p> <p>合計 28百万円</p> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>1年内 12百万円</p> <p>1年超 16百万円</p> <p>合計 29百万円</p>	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) 借手側</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額</p> <p>動産 58百万円</p> <p>その他 14百万円</p> <p>合計 72百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>動産 25百万円</p> <p>その他 10百万円</p> <p>合計 36百万円</p> <p>年度末残高相当額</p> <p>動産 32百万円</p> <p>その他 3百万円</p> <p>合計 36百万円</p> <p>・未経過リース料年度末残高相当額</p> <p>1年内 14百万円</p> <p>1年超 21百万円</p> <p>合計 36百万円</p>

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額 及び支払利息相当額 支払リース料 6百万円 減価償却費相当額 6百万円 支払利息相当額 0百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法に よっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の 取得価額相当額との差額を利息 相当額とし、各中間連結会計期 間への配分方法については、利 息法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額 及び支払利息相当額 支払リース料 7百万円 減価償却費相当額 7百万円 支払利息相当額 0百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法に よっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の 取得価額相当額との差額を利息 相当額とし、各中間連結会計期 間への配分方法については、利 息法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額 及び支払利息相当額 支払リース料 13百万円 減価償却費相当額 13百万円 支払利息相当額 0百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法に よっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の 取得価額相当額との差額を利息 相当額とし、各連結会計年度へ の配分方法については、利息法 によっております。

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>(2) 貸手側</p> <p>・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高</p> <p>取得価額 動産 84,420百万円 その他 5,866百万円 合計 90,286百万円</p> <p>減価償却累計額 動産 50,884百万円 その他 2,717百万円 合計 53,601百万円</p> <p>中間連結会計期間末残高 動産 33,536百万円 その他 3,148百万円 合計 36,684百万円</p> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 11,139百万円 1年超 24,507百万円 合計 35,647百万円</p> <p>・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 受取リース料 6,974百万円 減価償却費 5,892百万円 受取利息相当額 696百万円</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p>	<p>貸手側 該当ありません。</p>	<p>(2) 貸手側</p> <p>・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高</p> <p>取得価額 動産 86,304百万円 その他 6,098百万円 合計 92,403百万円</p> <p>減価償却累計額 動産 52,808百万円 その他 3,126百万円 合計 55,935百万円</p> <p>年度末残高 動産 33,495百万円 その他 2,971百万円 合計 36,467百万円</p> <p>・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 11,193百万円 1年超 24,217百万円 合計 35,410百万円</p> <p>・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 受取リース料 13,994百万円 減価償却費 11,829百万円 受取利息相当額 1,384百万円</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p>

	<p>(2)リース投資資産におけるリース料債権及び見積残存価額部分の金額及び受取利息相当額</p> <p>リース料債権 35,114百万円 見積残存価額部分 2,170百万円 受取利息相当額 6,114百万円 リース投資資産 31,170百万円</p>	
--	--	--

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>(3)リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結貸借対照表日後の回収予定額</p> <p>リース債権</p> <p>1年以内 90百万円 1年超2年以内 93百万円 2年超3年以内 92百万円 3年超4年以内 83百万円 4年超5年以内 76百万円 5年超 43百万円 合計 479百万円</p> <p>リース投資資産</p> <p>1年以内 11,186百万円 1年超2年以内 8,954百万円 2年超3年以内 6,660百万円 3年超4年以内 4,289百万円 4年超5年以内 2,256百万円 5年超 1,766百万円 合計 35,114百万円</p>	
<p>2 オペレーティング・リース取引 (1) 借手側 該当ありません。 (2) 貸手側 ・未経過リース料</p> <p>1年内 412百万円 1年超 976百万円 合計 1,389百万円</p>	<p>2 オペレーティング・リース取引 (1) 借手側 該当ありません。 (2) 貸手側 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能なものに係る未経過リース料</p> <p>1年内 168百万円 1年超 328百万円 合計 496百万円</p>	<p>2 オペレーティング・リース取引 (1) 借手側 該当ありません。 (2) 貸手側 ・未経過リース料</p> <p>1年内 155百万円 1年超 276百万円 合計 432百万円</p>

[次へ](#)

(有価証券関係)

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」ほか、「買入金銭債権」中の信託受益権並びに「その他資産」中の一部が含まれております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	2,038	2,042	3
地方債	34,028	34,348	319
合計	36,066	36,390	323

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	71,376	146,836	75,459
債券	1,032,835	1,022,541	10,294
国債	664,563	653,999	10,564
地方債	119,670	120,328	658
社債	248,601	248,213	387
その他	310,438	312,408	1,970
合計	1,414,650	1,481,786	67,135

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債	6,636
その他有価証券	
非上場株式	3,496
非上場社債	39,740
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	1,214
その他	3,780

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	10,988	11,073	85
地方債	26,636	26,831	195
合計	37,624	37,905	280

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	74,043	106,414	32,370
債券	1,142,697	1,133,420	9,277
国債	599,910	587,341	12,568
地方債	204,587	206,407	1,819
社債	338,199	339,671	1,471
その他	209,183	202,908	6,275
合計	1,425,925	1,442,743	16,818

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債	5,519
その他有価証券	
非上場株式	4,393
非上場社債	38,120
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	937
その他	3,419

前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	4,880	58

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	2,041	2,061	20	20	
地方債	32,430	32,746	316	316	
合計	34,471	34,807	336	336	

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	71,634	114,445	42,810	45,613	2,802
債券	1,020,119	1,020,315	196	12,862	12,666
国債	545,204	536,935	8,269	4,160	12,430
地方債	177,270	180,880	3,610	3,654	43
社債	297,644	302,499	4,854	5,046	192
その他	254,865	251,573	3,292	2,589	5,881
合計	1,346,619	1,386,334	39,714	61,064	21,350

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	268,654	3,911	2,954

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債	5,783
その他有価証券	
非上場株式	3,472
非上場社債	38,404
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	988
その他	5,856

7 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成20年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	173,787	452,377	368,942	103,867
国債	106,159	200,023	128,926	103,867
地方債	19,279	94,365	99,665	
社債	48,347	157,987	140,350	
その他	24,671	114,084	41,652	44,672
合計	198,458	566,461	410,594	148,539

[前へ](#) [次へ](#)

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

[前へ](#) [次へ](#)

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	67,135
その他有価証券	67,135
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	26,395
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	40,740
()少数株主持分相当額	545
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	40,194

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	16,818
その他有価証券	16,818
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	6,375
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	10,442
()少数株主持分相当額	215
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	10,226

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	39,714
その他有価証券	39,714
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	15,488
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	24,226
()少数株主持分相当額	393

(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	23,832

[前へ](#) [次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

連結子会社においてはデリバティブ取引を取扱っていないため、当行のデリバティブ取引関係を記載しております。

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	金利スワップ	11,786	17	17
	金利オプション	29,132	12	113
	合計		30	95

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	83,965	154	154
	為替予約	5,378	3	3
	通貨オプション	335,741	1	1,517
	合計		153	1,669

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	金利スワップ	43,931	11	11
	金利オプション	38,818	16	36
	合計		5	47

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	84,999	169	169
	為替予約	8,579	24	24
	通貨オプション	300,294	0	2,055
	合計		144	2,200

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1)取引の利用目的と種類

当行では、「顧客ニーズへの対応」、「ALM（資産・負債の総合管理）によるリスクヘッジ（以下リスクヘッジ）」及び「トレーディング業務」にデリバティブ取引を利用しており、その利用目的と種類は次のとおりであります。

顧客ニーズへの対応

取引先の金利や為替に係るリスクヘッジのニーズに対応するため、金利リスクヘッジとして金利スワップ取引並びに為替リスクヘッジとして為替予約・通貨オプション等を行っております。

リスクヘッジ

バンキング業務における金利リスクのコントロールならびに銀行業務の資金過不足の調整と資金流動性の安定的確保を目的として金利スワップ取引、通貨スワップ取引等を行っております。

トレーディング業務

当行の収益力・経営体力に応じた範囲内でのトレーディング収益の追及を目的として債券先物取引等を行っております。

(2)取組方針

以下の諸点を十分に検討した上で、取締役会において年度ALM運営方針・リスク資本配賦額等を決定し、取り組んでおります。

市場部門の戦略目標

当行の経営体力(自己資本・収益)

市場環境

過年度運用実績並びに運用ノウハウ・リスク管理体制

また、リスクヘッジ目的のデリバティブ取引については「ヘッジ会計」を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ取引管理に関する運用基準に定められた許容リスク量の範囲内にヘッジ手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象のリスクが減殺されているかどうかを半期毎に検証しております。

(3)リスクの内容

デリバティブ取引は、国内外の金利、有価証券等の価格、外国為替相場等のさまざまな市場の要因が変化することにより損失が生じる市場リスクを有しております。また、取引相手方の契約不履行等による信用リスクを有しております。

なお、自己資本比率規制（国内基準）に基づき、カレントエクスポージャー方式により算出した信用リスク相当額は245億円であります。

(4)リスク管理体制

当行は前記のリスクを管理するため、リスク管理規程及び市場リスク管理規程を制定しております。運用と調達の両面についてリスク管理を徹底し、将来にわたって安定的な収益を確保するために、役員・本部部長から構成されるALM委員会を定期的開催し、リスクコントロールなどの重要事項を審議・決定しております。運営にあたっては、取引執行部署（フロントオフィス - 市場運用部）・事務処理部署（バックオフィス - 証券国際部）・リスク管理部署（ミドルオフィス - 経営監理部ALM室）を分離し、さらに市場リスク関連業務に対する監査は組織上独立した監査部が担当するなど、適切な相互牽制機能が確保される体制を構築しております。

(5)「2 取引の時価等に関する事項」の補足説明

デリバティブ取引に係る「契約額等」は名目上の契約額又は計算上の想定元本であり、それ自体が市場リスク・信用リスク額を示すものではありません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	金利スワップ 受取固定・支払変動	22,311	22,211	131	131
	受取変動・支払固定	13,455	13,455	51	51
	金利オプション 売建	12,887	5,337	44	61
	買建	12,396	4,846	16	41
	合計			51	99

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	87,570	79,843	183	183
	売建	3,353	238	71	71
	買建	2,379	118	2	2
	通貨オプション 売建	131,936	101,591	9,781	1,338
	買建	131,963	101,591	9,783	3,073
	合計			255	1,987

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)
該当ありません。

[前△](#)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	44,100	9,743	1,500	1,459	56,804		56,804
(2) セグメント間の内部経常収益	398	355	2	1,568	2,324	(2,324)	
計	44,498	10,099	1,503	3,028	59,129	(2,324)	56,804
経常費用	37,847	9,824	1,047	2,475	51,194	(2,472)	48,721
経常利益	6,651	274	455	552	7,934	148	8,082

- (注) 1 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
3 各事業の主な内容は次のとおりであります。
(1)銀行業...銀行業
(2)リース業...リース業
(3)証券業...証券業
(4)その他...信用保証業務及びクレジットカード業務等
4 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。これにより、従来の方法に比べ、「銀行業」の経常費用は3百万円増加し、経常利益は同額減少しております。また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより、従来の方法に比べ、「銀行業」の経常費用は81百万円増加し、経常利益は同額減少しております。
5 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、経常費用は「銀行業」において55百万円、「リース業」において1百万円、「その他」において4百万円増加し、経常利益がそれぞれ同額減少しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	44,073	8,603	1,256	1,440	55,373		55,373
(2) セグメント間の内部経常収益	405	367	0	1,481	2,255	(2,255)	
計	44,478	8,971	1,256	2,921	57,628	(2,255)	55,373
経常費用	38,900	8,746	1,149	2,643	51,439	(2,516)	48,923
経常利益	5,578	225	107	277	6,189	260	6,449

- (注) 1 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
3 各事業の主な内容は次のとおりであります。
(1)銀行業...銀行業
(2)リース業...リース業
(3)証券業...証券業

- (4)その他...信用保証業務及びクレジットカード業務等
- 4 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計

基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、リース債権の流動化に関しては、金融取引から売買処理へ変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、「リース業」において経常収益は980百万円、経常費用は932百万円、経常利益は47百万円それぞれ減少しております。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	87,467	19,526	2,591	2,823	112,408		112,408
(2) セグメント間の内部経常収益	787	716	4	3,037	4,547	(4,547)	
計	88,255	20,243	2,596	5,860	116,955	(4,547)	112,408
経常費用	75,260	19,745	2,167	4,277	101,451	(4,592)	96,859
経常利益	12,994	497	429	1,582	15,504	44	15,549

- (注) 1 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
3 各事業の主な内容は次のとおりであります。
(1) 銀行業...銀行業
(2) リース業...リース業
(3) 証券業...証券業
(4) その他...信用保証業務及びクレジットカード業務等
4 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項(4) 減価償却の方法(会計方針の変更)」に記載のとおり、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。これにより、従来の方法に比べ、「銀行業」の経常費用は27百万円増加し、経常利益は同額減少しております。また、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項(4) 減価償却の方法(追加情報)」に記載のとおり、当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより、従来の方法に比べ、経常費用は「銀行業」において117百万円増加、「証券業」において1百万円増加し、経常利益がそれぞれ同額減少しております。
5 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項(9) 役員退職慰労引当金の計上基準(会計方針の変更)」に記載のとおり、従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、経常費用は「銀行業」において111百万円、「リース業」において3百万円、「その他」において5百万円増加し、経常利益がそれぞれ同額減少しております。
6 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準(会計方針の変更)」に記載のとおり、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べ、「銀行業」において経常費用が137百万円増加し、経常利益が同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び海外支店がないため、該当事項はありません。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(開示対象特別目的会社関係)

該当ありません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	620.29	558.52	585.76
1株当たり中間 (当期)純利益金額	円	12.49	13.20	25.15

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 平成19年9月30日	当中間連結会計期間末 平成20年9月30日	前連結会計年度末 平成20年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)	244,476	221,805	231,843
純資産の部の合計額から控除 する金額(百万円)	15,024	15,418	15,192
(うち少数株主持分)	15,024	15,418	15,192
普通株式に係る中間期末の純資 産額(百万円)	229,451	206,386	216,651
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末の普通株式 の数(千株)	369,905	369,520	369,859

2 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり中間 (当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	4,640	4,883	9,322
普通株主に帰属しない 金額	百万円			
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	4,640	4,883	9,322
普通株式の(中間)期中平 均株式数	千株	371,464	369,814	370,671

3 なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しており

ません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

2 【その他】

第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
経常収益	27,257
資金運用収益	16,835
(うち貸出金利息)	11,690
(うち有価証券利息配当金)	4,538
役務取引等収益	4,052
その他業務収益	1,451
その他経常収益	4,917
経常費用	25,318
資金調達費用	3,622
(うち預金利息)	2,786
役務取引等費用	847
その他業務費用	1,389
営業経費	12,351
その他経常費用	1 7,106
経常利益	1,939
特別利益	1,868
償却債権取立益	337
投資損失引当金戻入益	1,305
その他の特別利益	225
特別損失	547
固定資産処分損	545
減損損失	2
税金等調整前四半期純利益	3,260
法人税、住民税及び事業税	2,314
法人税等調整額	978
法人税等合計	1,336
少数株主利益	160
四半期純利益	1,762

当第2四半期連結会計期間

(自平成20年7月1日

至平成20年9月30日)

1 その他経常費用には、貸出金償却1,860百万円、貸倒引当金繰入額1,714百万円を含んでおります。

3【中間財務諸表】
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	66,047	76,153	71,833
コールローン	4,443	4,349	75,946
買入金銭債権	102,351	75,047	93,645
商品有価証券	8 6,454	8 4,999	8 4,709
有価証券	1, 8, 14 1,476,212	1, 8, 14 1,464,979	1, 8, 14 1,389,218
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 2,332,117	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 2,399,800	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 2,355,272
外国為替	6 4,185	6 4,047	6 3,431
その他資産	8 28,785	8 30,805	8 36,569
有形固定資産	10, 11, 12 48,320	10, 11, 12 48,147	10, 11, 12 48,319
無形固定資産	1,790	1,619	1,833
繰延税金資産	-	16,188	7,557
支払承諾見返	14 14,729	13,336	14,400
貸倒引当金	25,676	22,918	21,907
投資損失引当金	44	10	2,025
資産の部合計	4,059,715	4,116,544	4,078,802
負債の部			
預金	3,629,971	3,682,489	3,745,061
譲渡性預金	63,487	46,774	9,497
コールマネー	10,000	-	2,847
債券貸借取引受入担保金	8 44,534	8 100,795	8 23,438
借入金	13 21,000	13 21,000	13 21,000
外国為替	286	422	336
その他負債	24,365	25,701	25,654
未払法人税等	-	2,208	3,163
リース債務	-	123	-
その他の負債	-	23,369	-
役員賞与引当金	-	-	73
退職給付引当金	11,970	12,109	11,919
役員退職慰労引当金	411	442	467
睡眠預金払戻損失引当金	198	279	335
その他の偶発損失引当金	6	386	285
繰延税金負債	2,333	-	-
再評価に係る繰延税金負債	10 8,628	10 8,422	10 8,623
支払承諾	14 14,729	13,336	14,400
負債の部合計	3,831,924	3,912,160	3,863,942

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部			
資本金	32,776	32,776	32,776
資本剰余金	18,635	18,635	18,635
資本準備金	18,635	18,635	18,635
利益剰余金	129,612	136,445	132,985
利益準備金	25,510	25,510	25,510
その他利益剰余金	104,101	110,934	107,474
固定資産圧縮積立金	577	628	628
固定資産圧縮特別勘定積立金	58	-	-
別途積立金	93,334	93,334	93,334
繰越利益剰余金	10,131	16,971	13,511
自己株式	91	253	110
株主資本合計	180,933	187,604	184,287
その他有価証券評価差額金	40,152	10,256	23,832
繰延ヘッジ損益	46	43	37
土地再評価差額金	10 6,752	10 6,479	10 6,776
評価・換算差額等合計	46,857	16,779	30,572
純資産の部合計	227,791	204,384	214,859
負債及び純資産の部合計	4,059,715	4,116,544	4,078,802

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
経常収益	44,498	44,478	88,255
資金運用収益	34,225	34,518	67,224
(うち貸出金利息)	22,069	22,986	45,173
(うち有価証券利息配当金)	10,539	10,095	19,405
役務取引等収益	7,181	6,585	13,740
その他業務収益	1,595	1,667	4,595
その他経常収益	1,496	1,707	2,693
経常費用	37,847	38,900	75,260
資金調達費用	7,169	7,300	13,900
(うち預金利息)	4,268	5,399	9,119
役務取引等費用	1,937	2,063	3,965
その他業務費用	1,623	2,403	4,132
営業経費	¹ 22,378	¹ 22,794	44,253
その他経常費用	² 4,739	² 4,338	² 9,009
経常利益	6,651	5,578	12,994
特別利益	³ 1,010	³ 2,002	³ 3,012
特別損失	739	592	887
税引前中間純利益	6,923	6,988	15,118
法人税、住民税及び事業税	2,357	2,253	5,160
法人税等調整額	207	92	1,091
法人税等		2,345	
中間純利益	4,358	4,643	8,867

(3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	32,776	32,776	32,776
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	32,776	32,776	32,776
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	18,635	18,635	18,635
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	18,635	18,635	18,635
その他資本剰余金			
前期末残高	16	-	16
当中間期変動額			
自己株式の処分	0	-	0
自己株式の消却	16	-	16
当中間期変動額合計	16	-	16
当中間期末残高	-	-	-
資本剰余金合計			
前期末残高	18,652	18,635	18,652
当中間期変動額			
自己株式の処分	0	-	0
自己株式の消却	16	-	16
当中間期変動額合計	16	-	16
当中間期末残高	18,635	18,635	18,635
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	25,510	25,510	25,510
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	25,510	25,510	25,510
その他利益剰余金			
前期末残高	103,231	107,474	103,231
当中間期変動額			
剰余金の配当	1,122	1,479	2,232
中間純利益	4,358	4,643	8,867
自己株式の処分	-	1	1
自己株式の消却	2,414	-	2,414
土地再評価差額金の取崩	49	297	24

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
当中間期変動額合計	870	3,459	4,242
当中間期末残高	104,101	110,934	107,474
利益剰余金合計			
前期末残高	128,742	132,985	128,742
当中間期変動額			
剰余金の配当	1,122	1,479	2,232
中間純利益	4,358	4,643	8,867
自己株式の処分	-	1	1
自己株式の消却	2,414	-	2,414
土地再評価差額金の取崩	49	297	24
当中間期変動額合計	870	3,459	4,242
当中間期末残高	129,612	136,445	132,985
自己株式			
前期末残高	241	110	241
当中間期変動額			
自己株式の取得	2,285	152	2,315
自己株式の処分	4	9	14
自己株式の消却	2,431	-	2,431
当中間期変動額合計	149	142	130
当中間期末残高	91	253	110
株主資本合計			
前期末残高	179,929	184,287	179,929
当中間期変動額			
剰余金の配当	1,122	1,479	2,232
中間純利益	4,358	4,643	8,867
自己株式の取得	2,285	152	2,315
自己株式の処分	4	8	12
自己株式の消却	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	49	297	24
当中間期変動額合計	1,003	3,317	4,357
当中間期末残高	180,933	187,604	184,287

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	47,228	23,832	47,228
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	7,075	13,576	23,395
当中間期変動額合計	7,075	13,576	23,395
当中間期末残高	40,152	10,256	23,832
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	137	37	137
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	90	81	99
当中間期変動額合計	90	81	99
当中間期末残高	46	43	37
土地再評価差額金			
前期末残高	6,801	6,776	6,801
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	49	297	24
当中間期変動額合計	49	297	24
当中間期末残高	6,752	6,479	6,776
評価・換算差額等合計			
前期末残高	53,892	30,572	53,892
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	7,034	13,792	23,320
当中間期変動額合計	7,034	13,792	23,320
当中間期末残高	46,857	16,779	30,572
純資産合計			
前期末残高	233,822	214,859	233,822
当中間期変動額			
剰余金の配当	1,122	1,479	2,232
中間純利益	4,358	4,643	8,867
自己株式の取得	2,285	152	2,315
自己株式の処分	4	8	12
自己株式の消却	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	49	297	24
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	7,034	13,792	23,320
当中間期変動額合計	6,030	10,475	18,962
当中間期末残高	227,791	204,384	214,859

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	同左	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法を採用し年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：10年～50年 動産：2年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方によった場合に比べ3百万円減少しております。 (追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方によった場合に比べ81百万円減少しております。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法を採用し年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：10年～50年 その他：2年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：10年～50年 動産：2年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方によった場合に比べ27百万円減少しております。 (追加情報) 当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方によった場合に比べ117百万円減少しております。

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
		(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。	
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は22,747百万円です。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は25,866百万円です。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,352百万円です。</p>
	<p>(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(2) 投資損失引当金 同左</p>	<p>(2) 投資損失引当金 同左</p>
			<p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>	<p>(4) 退職給付引当金 同左</p>	<p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりますが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は55百万円、特別損失は356百万円それぞれ増加し、経常利益は55百万円、税引前中間純利益は411百万円それぞれ減少しております。</p>	<p>(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりますが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は111百万円、特別損失は356百万円それぞれ増加し、経常利益は111百万円、税引前当期純利益は467百万円それぞれ減少しております。</p>
	<p>(6) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。</p>	<p>(6) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。</p>	<p>(6) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べ特別損失が198百万円増加し、税引前中間純利益は198百万円減少しております。</p>		<p>(会計方針の変更)</p> <p>利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が適用されることに伴い、当事業年度から過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べ、その他の経常費用は137百万円、特別損失は198百万円それぞれ増加し、経常利益は137百万円、税引前当期純利益は335百万円それぞれ減少しております。</p>
	<p>(7) その他の偶発損失引当金 その他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(7) その他の偶発損失引当金 その他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象等に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(7) その他の偶発損失引当金 同左</p>
6 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
8 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>
9 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	同左	<p>消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
10 税効果会計に関する事項	中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金勘定の取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。	同左	

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は123百万円、「その他負債」中のリース債務は123百万円増加しておりますが、損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
1 関係会社の株式及び出資額総額 2,653百万円	1 関係会社の株式及び出資額総額 2,643百万円	1 関係会社の株式及び出資額総額 2,648百万円
2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,990百万円、延滞債権額は67,571百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,584百万円、延滞債権額は78,502百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,697百万円、延滞債権額は68,814百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は498百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は313百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は558百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,285百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。	4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,602百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。	4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,881百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は80,346百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は92,003百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は83,951百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、42,936百万円であります。</p>	<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、34,455百万円であります。</p>	<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、39,182百万円であります。</p>
<p>7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、8,600百万円であります。</p>	<p>7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、17,003百万円あります。</p>	<p>7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、22,585百万円あります。</p>
<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 44,303百万円 担保資産に対応する債務 債券貸借取引受入担保金 44,534百万円 上記のほか、為替決済、短期金融取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、商品有価証券435百万円のほか、有価証券342,687百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は382百万円あります。</p>	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 100,672百万円 担保資産に対応する債務 債券貸借取引受入担保金 100,795百万円 上記のほか、為替決済、短期金融取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、商品有価証券286百万円のほか、有価証券365,217百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は379百万円あります。</p>	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 22,582百万円 担保資産に対応する債務 債券貸借取引受入担保金 23,438百万円 上記のほか、為替決済、短期金融取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、商品有価証券436百万円のほか、有価証券361,234百万円並びに貸出金30,000百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金は379百万円あります。</p>
<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、840,730百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが821,406百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、899,534百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが885,746百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、913,045百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが895,397百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて(奥行価格補正等)合理的な調整を行って算出。</p>	<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて(奥行価格補正等)合理的な調整を行って算出。</p>	<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて(奥行価格補正等)合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 16,747百万円</p>
<p>11 有形固定資産の減価償却累計額 52,079百万円</p>	<p>11 有形固定資産の減価償却累計額 51,301百万円</p>	<p>11 有形固定資産の減価償却累計額 51,939百万円</p>
<p>12 有形固定資産の圧縮記帳額 6,436百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p>	<p>12 有形固定資産の圧縮記帳額 6,680百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 395百万円)</p>	<p>12 有形固定資産の圧縮記帳額 6,284百万円 (当事業年度圧縮記帳額 百万円)</p>
<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金21,000百万円が含まれております。</p>	<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金21,000百万円が含まれております。</p>	<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金21,000百万円が含まれております。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は43,877百万円であります。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ42,474百万円減少します。</p>	<p>14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は41,140百万円であります。</p>	<p>14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は41,687百万円であります。</p>

[次へ](#)

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 814百万円</p> <p>無形固定資産 273百万円</p>	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 864百万円</p> <p>無形固定資産 309百万円</p>	
<p>2 その他経常費用には、貸出金償却2,294百万円、貸倒引当金繰入額2,207百万円を含んでおります。</p>	<p>2 その他経常費用には、貸出金償却2,105百万円、貸倒引当金繰入額1,744百万円を含んでおります。</p>	<p>2 その他経常費用には、投資損失引当金繰入額1,975百万円を含んでおります。</p>
<p>3 特別利益には、償却債権取立益1,005百万円を含んでおります。</p>	<p>3 特別利益には、償却債権取立益695百万円を含んでおります。</p>	<p>3 特別利益には、償却債権取立益2,133百万円を含んでおります。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1 「その他利益剰余金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	平成19年3月31日残高	中間会計期間中の変動額	平成19年9月30日残高
退職給与積立金	600百万円	600百万円	-百万円
固定資産圧縮積立金	577百万円	-百万円	577百万円
固定資産圧縮特別勘定積立金	58百万円	-百万円	58百万円
別途積立金	87,734百万円	5,600百万円	93,334百万円
繰越利益剰余金	14,261百万円	4,129百万円	10,131百万円

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	544	4,237	4,608	173	(注)
合計	544	4,237	4,608	173	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 91千株

自己株式の取得による増加 4,146千株

普通株式の自己株式の株式数の減少の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の売渡しによる減少 8千株

自己株式の消却による減少 4,600千株

当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1 「その他利益剰余金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	前期末残高	当中間期変動額	当中間期末残高
固定資産圧縮積立金	628百万円	-百万円	628百万円
別途積立金	93,334百万円	-百万円	93,334百万円
繰越利益剰余金	13,511百万円	3,459百万円	16,971百万円

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	220	358	20	558	(注)
合計	220	358	20	558	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 358千株

普通株式の自己株式の株式数の減少の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 20千株

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 「その他利益剰余金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	平成19年3月31日残高	当事業年度中の変動額	平成20年3月31日残高
退職給与積立金	600百万円	600百万円	- 百万円
固定資産圧縮積立金	577百万円	51百万円	628百万円
固定資産圧縮特別勘定積立金	58百万円	58百万円	- 百万円
別途積立金	87,734百万円	5,600百万円	93,334百万円
繰越利益剰余金	14,261百万円	750百万円	13,511百万円

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	544	4,303	4,628	220	(注)
合計	544	4,303	4,628	220	

(注) 1 . 普通株式の自己株式の株式数の増加の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 157千株

自己株式の取得による増加 4,146千株

2 . 普通株式の自己株式の株式数の減少の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の売渡しによる減少 28千株

自己株式の消却による減少 4,600千株

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 主として、事務機器であります。 リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。	
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 1,945百万円 その他 107百万円 合計 2,052百万円 減価償却累計額相当額 動産 1,061百万円 その他 79百万円 合計 1,140百万円 中間会計期間末残高相当額 動産 884百万円 その他 28百万円 合計 912百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 383百万円 1年超 551百万円 合計 935百万円 ・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 219百万円 減価償却費相当額 199百万円 支払利息相当額 20百万円	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 1,798百万円 無形固定資産 107百万円 合計 1,906百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 1,058百万円 無形固定資産 101百万円 合計 1,159百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 739百万円 無形固定資産 6百万円 合計 746百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 293百万円 1年超 471百万円 合計 765百万円 ・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 227百万円 減価償却費相当額 205百万円 支払利息相当額 18百万円	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産 2,064百万円 その他 107百万円 合計 2,172百万円 減価償却累計額相当額 動産 1,131百万円 その他 90百万円 合計 1,222百万円 期末残高相当額 動産 933百万円 その他 17百万円 合計 950百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 372百万円 1年超 599百万円 合計 972百万円 ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 447百万円 減価償却費相当額 406百万円 支払利息相当額 40百万円

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
2 オペレーティング・リース取引 該当ありません。	2 オペレーティング・リース取引 該当ありません。	2 オペレーティング・リース取引 該当ありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

4 【その他】

中間配当

平成20年11月14日開催の取締役会において、第198期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	1,293百万円
1株当たりの中間配当金	3円50銭

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月7日

株式会社第四銀行

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山元太志

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木敏夫

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西村克広

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社第四銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的な手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社第四銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.(9)に記載のとおり、会社は役員退職慰労金について、従来支出時に費用処理する方法を採用していたが、当中間連結会計期間から役員退職慰労引当金を計上する方法に変更した。
 2. 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.(10)に記載のとおり、会社は利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失について、従来払戻時の費用として処理していたが、当中間連結会計期間から睡眠預金払戻損失引当金を計上する方法に変更した。
- 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月27日

株式会社第四銀行

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山元太志

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木敏夫

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西村克広

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社第四銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社第四銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月7日

株式会社第四銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山元太志

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木敏夫

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西村克広

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社第四銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第197期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社第四銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項5.(5)に記載のとおり、会社は役員退職慰労金について、従来支出時に費用処理する方法を採用していたが、当中間会計期間から役員退職慰労引当金を計上する方法に変更した。
2. 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項5.(6)に記載のとおり、会社は利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失について、従来払戻時の費用として処理していたが、当中間会計期間から睡眠預金払戻損失引当金を計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 前中間会計期間の中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月27日

株式会社第四銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山元太志

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木敏夫

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西村克広

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社第四銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第198期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社第四銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。